

2 海外発生期
<p>状態：</p> <p>(1)海外で新型インフルエンザ等が発生した状態にある。</p> <p>(2)国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態にある。</p> <p>(3)海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況にある。</p>
<p>目的：</p> <p>(1)国内発生に備えて体制の整備を行う。</p> <p>(2)北海道・町内における新型インフルエンザ等の発生を早期に把握する。</p> <p>(3)相談窓口の設置、的確な情報提供等、町民への不安の緩和対策を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>(1)国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</p> <p>(2)海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町民、医療機関、事業者等に準備を促す。</p> <p>(3)新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設置するとともに、正しい情報を提供し、町民の不安、混乱を緩和する。</p>

① 実施体制

国内発生に備え実施体制を強化する。

ア 白老町新型インフルエンザ対策本部等の設置

世界保健機構（WHO）がフェーズ4の宣言をしたことに伴い、国において水際対策等の初動の基本的対処方針について協議・決定するため、国対策本部を設置した場合には、速やかに設置・開催し、町の対応状況等について確認するとともに対処方針を全庁に指示する。（危機管理室）

イ 白老町新型インフルエンザ対策推進会議

海外において新型インフルエンザが発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ対策閣僚会議が開催され、国の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、速やかに開催し、発生状況等の情報共有と、今後の対応について確認する。（危機管理室・健康福祉課）

ウ 白老町新型インフルエンザ医療対策会議

必要に応じて開催し、新型インフルエンザ対策における医療対策上の課題を検討する。また、発生段階に応じた医療機関の役割を確認する。（健康福祉課）

エ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、窓口と電話等で感染症に関する相談のみならず、生活相談に対応できる体制を確保する（相談窓口の一本化）。また、外国籍町民等への対応を行う。（総務課・健康福祉課、教育委員会・町立病院）

オ 学校等への情報提供、連携体制

町は、町内の小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、児童館、介護保険施設等及び福祉施設への情報提供と連絡体制の調整を行う。（学校教育課・子育て支援課・健康福祉課）

カ 公共施設の感染対策

町は、パンデミックに備え、公共施設、公共交通機関及び町職員の感染対策を検討する。（総務課・生涯教育課・生活環境課、全課）

キ 消防救急体制の確保

新型インフルエンザ等対策行動計画及び業務継続計画に基づき、消防救急体制を確保する。（消防本部）

② サーベイランス・情報収集

ア 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び道対策本部、苫小牧保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。（健康福祉課）

イ 町職員の感染状況の確認

町は、町職員の海外渡航予定者を把握する。（総務課）

ウ 新型インフルエンザ等患者の把握

町は、白老町医師協議会と連携し、町内で新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を受診した場合の届出等、対応方法を調整する。（健康福祉課）

エ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、必要に応じて、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、児童館、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生状況を把握する。（学校教育課・子育て支援課・健康福祉課・高齢者介護課）

オ 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス

町は、引き続き、野鳥・家きん・豚等インフルエンザが発生したときは、道等関係機関と連携し、適切な対応を行う。（生活環境課、経済振興課）

カ 飼育動物の感染対策

町は、引き続き、保育園・小中学校での飼育動物を媒介とする感染症への注意喚起を行う。（学校教育課・子育て支援課）

③ 情報提供・共有

ア 帰国者・接触者相談センター等情報の把握

町は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来設置医療機関の設置情報を把握する。（健康福祉課）

イ 感染予防、医療機関受診方法等の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、感染対策、帰国者・接触者相談センター帰国者・接触者外来及び医療機関への受診方法等の情報を広報・ホームページ等を通じて周知する。（健康福祉課）

ウ 学校等への感染予防情報等の提供

町は、小中学校、保育園、幼稚園、児童館、介護保険施設等及び福祉施設へ、新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策について情報提供する。（学校教育課・子育て支援課・健康福祉課・高齢者介護課）

エ 要援護者への感染対策の啓発

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯等に民生委員児童委員等を通じて、新型インフルエンザ等の感染対策の啓発を行う。（健康福祉課・高齢者介護課）

④ まん延防止に関する措置

ア 新型インフルエンザ等発生時の留意点の啓発

町は、町民に対し、新型インフルエンザ等発生時の次の留意点について啓発を行う。（健康福祉課）

- (ア) 感染が疑われる場合の帰国者・接触者外来への受診を徹底する。
- (イ) 感染時の外出を自粛する。
- (ウ) 同居家族が感染した場合に外出を自粛する。
- (エ) 咳エチケットを徹底する。

イ 事業者への感染対策の啓発

町は、新型インフルエンザ等の国内発生以降に備え、事業所の件船対策及び連携体制について町商工会と調整するとともに、ホームページで啓発する。（経済振興課）

ウ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者、公共交通機関利用者及び町職員に対し、感染対策（咳エチケット・うがい・手洗い・手指消毒の遂行・マスクの早期着用・その他の予防方法等）の啓発を行う。（総務課、生活環境課、全課、生涯教育課）

エ 医療機関利用者への感染対策の啓発

町は、医療機関利用者に対し、感染対策の啓発を行う。（健康福祉課、町立病院）

オ 感染患者への対応

町は、診療継続計画に基づき、町立病院に感染の疑いがある患者が来院された場合の具体的な対応を検討する。（町立病院）

カ 集団で宿泊する行事の指針

町は、修学旅行等の集団で宿泊する行事の実施に関する指針を各小中学校や関係課へ周知する。（学校教育課、全課）

キ 海外渡航者への注意喚起

町は、国及び道と連携し、海外出入国者へ注意喚起するとともに、必要に応じて、発生地域等への不要不急の渡航の自粛を呼びかける。（健康福祉課）

⑤ 予防接種

ア 特定接種

道及び町は国と連携し²¹ 国が定める地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う²²。（健康福祉課、総務課）

²¹ 特措法第31条（医療の児氏の要請等）

²² 特措法第28条（特定接種）

イ 住民接種

町は、特措法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）に基づく町民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づく新臨時接種について、国及び道と連携して、接種体制の準備を行う。（健康福祉課）

⑥ 医療

医療機関等への情報提供

町は、国及び道を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉課）

⑦ 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア パンデミック時の要援護者への具体的支援

町は、ひとり暮らし高齢者、障がい者世帯、妊産婦、乳幼児等への生活支援、搬送が必要な方へのパンデミック時の具体的支援について、必要に応じて見直しを行う。（健康福祉課・高齢者介護課）

イ 行政サービスの維持

町は、行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の遂行を調整し、行政サービス継続の方針を検討する。必要に応じて、関係部署において、業務継続計画を見直す。（総務課、全課）

ウ 廃棄物の収集、運搬、処理体制の確保

町は、廃棄物の収集、運搬、処理体制の確保並びにごみの減量対策を検討する。（生活環境課）

エ 個人が取り組むべき対策の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生時における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知を図る。（危機管理室、生活環境課、上下水道課）

オ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、道の支援を受けて行う。（生活環境課）